

秋ト協第313号

令和3年3月29日

会 員 殿

(公社) 秋田県トラック協会

会長 赤 上 信 弥

貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において
事業活動を行うための特例措置について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業法では、運転者の疲労防止の観点から、運転者は144時間以内に所属営業所に一端戻ることが定められています。これは東日本大震災の被災地域における復旧・復興事業に関連したさまざまな輸送需要の場合も同様の扱いとなります。そこで、国土交通省では平成23年から特例措置として緩和措置がとられてきましたが、復旧・復興が進んだということから令和3年3月末日をもって一区切りを迎えることとなりました。令和3年4月からは、福島県のみ限定し1年間延長されることになりましたのでお知らせします。

については、この特例措置を利用して福島県へ車両を派遣するなど予定されている方は協会事務局までご連絡ください。追って詳しい通達、及び国土交通省に対する申請書等をお送りいたします。

敬 具